

浦安市消防団員募集!



消防団は、本業を持ちながら、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活躍しています。しかし、消防団員は全国的に減少し、本市においても浦安市条例で定められている定数（230人）に満たない深刻な事態となっております。

消防団は、火災による出動だけではなく、地震等の災害活動も多岐にわたり、地域住民からの信頼と期待も大きく地域防災には欠かせない存在となっております。浦安の安全を維持するため、一人でも多くの方に入団して頂き、地域の防火・防災意識の向上と本市の安全・安心を守るため、ご協力をお願いいたします。

消防団って何？

「消防団」という言葉は知っていても、実際にどんなものなのか、どんなことをしているのか知らない人もいるのではないのでしょうか。

・ 消防署と同じ消防機関

消防団は消防署と同じ機関です。

消防署は常備の消防機関であるのに対し、消防団は、平素は生業を持っている住民が、火災・風水害・震災時に消防団員となり消防活動を行う非常備の消防機関です。

・ 特別職の地方公務員

消防団員は特別職の地方公務員です。（非常勤）

災害活動においては公的な活動をすることから消防団員としてなすべきこと、守らなければならないことなどが条例、規則等で定められています。

・ 地域に根ざした活動

その地域に住んでいる住民であるからこそ、勤務している従業員であるからこそ、分かっていきます。災害の現場においてはその貴重な情報が活かされます。消防団員は地域との重要なパイプ役を担っています。

・ 消防団の出動

浦安市消防団は3個分団で9台の消防ポンプ自動車を保有しています。火災等の災害発生時には、常備消防と共に消火活動等を実施します。

出動区域は市内全域とし、出動要請により参集し、建物火災に出動するものとします。

また、風水害や大規模地震発生時についても出動要綱が定められています。



消防ポンプ自動車（CD-I型）

入団資格

浦安市内在住又は在勤で18歳以上の健康な方（男性女性は問いません）

待 遇

- ・報酬 年額30,000円【団員階級】（階級により異なります。）
- ・被服の貸与 消防団に必要な被服が貸与されます。
- ・公務災害補償 消防団活動中に負傷した場合等の補償制度があります。
- ・退職報奨金 一定期間以上勤務して退団した際には、退職報償金が支給されます。

消防団の活動とは？

消防団とは、その地域に「住んでいる」「働いている」人によって構成される消防機関です。一人ひとりが、それぞれの仕事を持ちながら、“自分たちのまちを、自分たちで守りたい”というココロで、全国で約89万人が様々な活動を行っています。消火活動や救助活動だけではなく、火災等の災害を想定した訓練や、応急手当の知識や技術などをより多くの人に習得してもらうための普及活動など、誰にでもできることがたくさんあります。

消防団の活動には、すべて参加しなければならないわけではなく、自分の仕事等に影響のない範囲で活動に参加してください。



消防出初式



ポンプ手入れ



消防署・消防団合同訓練



消防操法大会



応急手当指導



浦安市防災訓練

浦安市消防団では、男性団員116名、女性団員20名の合計136名（平成26年4月1日現在）が活躍しています。年齢層は、男性団員は30歳台が中心となっていますが、女性団員は20歳代から上は60歳代と様々な年代の人達とも交流の図れる場となっています。

消防団協力事業所表示制度

事業所が消防団に協力することは、地域への多大なる社会貢献であることから、消防団の活動に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定する制度です。これらの事業所が増えることにより、地域防災の一層の充実が図られます。

消防団についてのお問い合わせは

浦安市消防本部総務課 047-304-0142（直通）
E-mail vff@city.urayasu.lg.jp

